

## 參考資料

# 1. 用語集

頭文字	用語	説明
英数字	A I (人工知能)	人工知能 (Artificial Intelligence)の略称。人間の脳が行っている知的な作業を、コンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、理論的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラム等のこと。
	I C T (情報通信技術)	情報通信技術 (Information and Communication Technology)の略称。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。
	S D G s (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称で、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された令和 12 年までの国際目標である。健康や教育、ジェンダー平等などをテーマとする 17 のゴールから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、世界各国及び日本の全国各地で取組が推進されている。
	S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略称。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。
	V R ・ A R	V Rとは、「Virtual Reality (仮想現実)」の略称で、ヘッドマウントディスプレイ内に 360 度のコンテンツを表示し、その映像内にいるかのような臨場感を与える技術を指す。 A Rとは、「Augmented Reality (拡張現実)」の略称で、現実世界にデジタル合成などによって作られたバーチャルの視覚情報を重ねて表示し、人間の現実認識を拡張する技術、またはコンピューターによって拡張された現実環境を指す。
あ行	アーバンスポーツ	広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのことで、スケートボード・スポーツクライミング・パルクール・インラインスケートなどを指す。
	新しい生活様式	日常生活の様々な場面で、感染症予防のために「人との間隔を空ける (ソーシャルディスタンスをとる)」「マスクを着用する」「こまめに手洗いする」などの対策を取り入れていく生活様式のこと。
	インクルーシブスポーツ	年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もがお互いの個性や人格を尊重するとともに、人々の多様性を認め合い、様々な人がと

頭文字	用語	説明
		もに実施できるスポーツのこと。
か行	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった女性、高齢者、障害者、外国人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。
	健康寿命	WHO（世界保健機構）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。
さ行	人生 100 年時代構想会議	「人生 100 年時代」を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うために国に設置された会議体のこと。
	スポーツ・インテグリティ	インテグリティとは高潔さ・品位、完全な状態を意味し、スポーツにおけるインテグリティは暴力やハラスメント、差別、ドーピング、八百長、違法賭博、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態を指す。
	スポーツツーリズム	プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組みのこと。
な行	全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）	60 歳以上の高齢者を中心としたスポーツ・文化・芸術活動・福祉などの総合的な祭典。
は行	パブリックビューイング	公園・広場や体育館、競技場などに大型スクリーンを設置し、大勢で別の会場で行われているスポーツの試合などを見ること。
	フレイル	加齢に伴い筋力や認知機能などの心身の機能が低下し、高齢者の健康な状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。

## 2. 第25期横浜市スポーツ推進審議会について

### (1) 設置目的

横浜市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定により設置され、横浜市スポーツ推進審議会条例第2条に基づき、スポーツの推進に関する重要な事項について、調査審議するものです。

#### ア スポーツ基本法第31条

「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」

#### イ 横浜市スポーツ推進審議会条例

第1条 「スポーツ基本法第31条の規定に基づき、本市に横浜市スポーツ推進審議会を置く。」

第2条 「スポーツの推進に関する重要な事項について、市長(学校における体育に関する事項にあっては、教育委員会)の諮問に応じ調査審議して答申し、又は意見を具申する。」

### (2) 委員構成

15人以内。委員は、学識経験を有する者、スポーツ団体を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命します。なお「横浜市附属機関への女性の参画推進要綱」の目標である「女性委員の割合を40パーセント以上」を満たす委員構成としています。

### (3) 任期

令和2年8月4日～令和4年8月3日（第1回審議会から2年間）

### (4) 設立年月日

昭和37年4月1日

### (5) 事業内容

スポーツ推進審議会を開催し、スポーツに関する重要事業について審議を行います。

### (6) 審議会開催日程

回数	開催日程	主な議題
第1回	令和2年8月4日	・審議スケジュール ・スポーツ施設の現状
第2回	令和2年11月30日	「体力アップよこはま 2020 プラン・子どもの体力向上プログラムの改訂について」
第3回	令和3年3月10日	意識調査結果からみるスポーツ振興について
第4回	令和3年6月24日	次期横浜市スポーツ推進計画に向けて
第5回	令和3年12月2日	第3横浜市スポーツ推進計画（素案）について
第6回	令和4年1月●日	※今後実施予定
第7回	令和4年5月●日	※今後実施予定

## (7) 委員一覧

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
荒井 健	横浜市立小学校体育研究会会長 (横浜市立篠原西小学校校長)	令和3年6月24日から
石黒 えみ	亜細亜大学経営学部准教授	
石渡 元	横浜市中学校体育連盟会長 (横浜市立大正中学校校長)	令和3年6月23日まで
小熊 祐子	慶應義塾大学スポーツ医学研究センター准教授	
小田 治男	一般社団法人横浜市医師会横浜スポーツ医会会長	
大日方 邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長	
小泉 純一	横浜市中学校体育連盟会長 (横浜市立栗田谷中学校校長)	令和3年6月24日から
後藤 薫	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長	令和3年6月23日まで
小宮 寛之	横浜市立小学校体育研究会会長 (横浜市立宮谷小学校校長)	令和3年6月23日まで
佐々木 玲子	慶應義塾大学体育研究所教授	
萩 裕美子	東海大学大学院体育学研究科長、体育学部教授	
平井 孝幸	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長	令和3年6月24日から
平野 裕一	法政大学スポーツ健康学部教授	
○ 宮嶋 泰子	一般社団法人カルティベータ代表理事 スポーツ文化ジャーナリスト	
◎ 山口 宏	公益財団法人横浜市スポーツ協会会長	
ヨーク・ ゼッターランド	公益財団法人日本スポーツ協会常務理事	

◎=会長 ○=副会長

任期：令和2年8月4日から令和4年8月3日まで

**【第3期横浜市スポーツ推進計画（素案）】**

令和4年1月

発行 **横浜市市民局スポーツ振興課**

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話 045-671-3583